

社 援 発 0 3 2 3 第 4 8 号
令 和 5 年 3 月 2 3 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第82号）が令和5年3月23日付で適用されることに伴い、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号本職通知）の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。